

◇ ◆ ◇ サービスの種類について ◆ ◆ ◇

居宅介護支援事業所

10・11 ページ

介護支援専門員(ケアマネジャー)が要介護認定等の申請の代行や、居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡・調整などを行います。
※要介護1～5の方が対象です。

介護保険居宅サービス①

- 介護保険で「要支援1～要介護5」に認定された方が対象です。
(一部の事業所を除く)。
- 費用は要介護度により異なり、介護保険から9割から7割が給付され、残りは自己負担となります。

通所介護 (デイサービス)

12・13 ページ

玄関先から施設まで送迎サービスがあり、入浴、食事などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを日帰りで行います。

※一部、「要介護1～5」の方のみが対象の事業所があります。

通所リハビリテーション (デイケア)

13 ページ

玄関先から施設まで送迎サービスがあり、入浴、食事などの日常生活上の支援や、リハビリテーションなどを日帰りで行います。

訪問介護 (ホームヘルパー)

14 ページ

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

※一部、「要介護1～5」の方のみが対象の事業所があります。

介護保険居宅サービス②

訪問看護

15 ページ

かかりつけ医（主治医）の指示のもとで、看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

（健康状態のチェック、カテーテルなどの交換・管理、床ずれの予防や手当てなど）

訪問入浴介護

15 ページ

自宅でのお風呂の入浴や、家族による入浴が困難な方には、訪問入浴車がお宅にお伺いし、移動浴槽による入浴の介護を行います。

訪問リハビリテーション

15 ページ

理学療法士などが自宅に訪問し、リハビリテーションや家庭でのリハビリ指導を行います。

短期入所生活介護（ショートステイ）

16 ページ

短期間に施設へ入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。介護者が不在のときや介護に疲れたときなどにも利用されています。

短期入所生活介護施設（老人福祉施設等）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

短期入所療養介護施設（老人保健施設等）

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどを行います。

地域密着型サービス

- 出来る限り住み慣れた地域で生活を続けるため、東郷町にお住まいの方を対象に、利用者のニーズにきめ細かく応えたサービスです。
- 費用は要介護度により異なり、介護保険から9割から7割が給付され、残りは自己負担となります。

通所介護（デイサービス）

12・13ページ

定員が18人以下の事業所で、日常生活上の支援やレクリエーションなどを日帰りで行います。

※一部、「要介護1～5」の方のみが対象の事業所があります。

看護小規模多機能型居宅介護

15ページ

通所や短期入所、訪問などを組み合わせた多機能なサービスに訪問看護を加えて、介護や医療・看護のケアを行います。

※要介護1～5の方が対象です。

認知症対応型通所介護

16ページ

認知症の方を対象に、認知症に対応した日常生活上の支援やレクリエーションなどを日帰りで行います。※認知症の方が対象です。

認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）

16ページ

介護を必要とする認知症の高齢者が少人数で入居し、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、日常生活上の支援などを受けます。

※要支援2～要介護5の認知症の方が対象です。

介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

17ページ

常時の介護を必要とし、自宅での介護が困難な方が生活の場として入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※原則、要介護3～5の方が対象です。

- 介護保険で「要介護 1～要介護 5」に認定された方が対象です。
(一部の事業所を除く)。
- 費用は要介護度により異なり、介護保険から 9 割から 7 割が給付され、残りは自己負担となります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時の介護を必要とし、自宅での介護が困難な方が、生活の場として入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※原則、要介護 3～5の方が対象です。

介護老人保健施設

病状が安定しており入院の必要はないが、介護や医療を必要とする方を対象に、自宅に戻ることを目指して介護、医療ケア、リハビリテーションを行う施設です。

介護療養型医療施設

介護老人保健施設に比べて医療スタッフの割合が多く、慢性疾患などである程度長期の療養、医学的管理、看護、介護を必要とする方が対象の施設です。

介護保険外の施設サービス

一部の施設のみ、介護保険法における指定を受けているため、要介護認定されていれば介護保険施設と同様に介護保険サービス(特定施設入所者生活介護)が利用できます。(自己負担は 1 割から 3 割)

ケアハウス

自分の身の回りのことはできる方が、食事の提供や入浴等の準備などの支援を受けながら共同生活を送るための施設です。利用料は、入居者の年収に応じて異なります。

有料老人ホーム等

公的な費用の補助はなく、利用者と民間施設との自由な契約に基づき入居する施設です。施設により、ケアや施設の充実度、費用、契約方法などが異なります。